



1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、臨時休業が長期化していることから、学校再開後に授業の遅れを取り戻すため、教員が授業等に専念できるよう人的体制を緊急的に整備する。

2 配 置

市町村立の小学校（義務教育学校の前期課程を含む）及び特別支援学校に配置する。

3 担当可能な業務

- ・教員の補助（印刷業務、会計業務、提出物の集約、プリントの採点、パソコン事務等）
- ・養護教諭の補助（消毒に係る業務、検温、その他コロナ感染予防対策業務）
- ・児童生徒の活動補助（自主学習の監督、放課後補充学習の対応、放課後の活動の監督等）

4 資格要件等

守秘義務を遵守するなど、学校で働くことに適している者

5 勤務条件（会計年度任用職員）

(1) 勤務時間等

- ・令和2年6月～令和3年3月において600時間を限度とする。
- ・一日の勤務時間及び各月の勤務日数については、配置校の実情に応じて行う。

(2) 報 酬

勤務1時間につき898円～925円とする。

(3) 通 勤 手 当

正規教員に準ずる。（通勤距離片道2km以上の場合に支給）

(4) 期 末 手 当

任期が6ヵ月以上であり、かつ、週あたりの勤務時数が15時間30分以上の場合に支給する。

(5) 休 暇 等

富山県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(R2.1.15)及び運用通知による。

6 そ の 他

- ・各市町村教育委員会は、各小学校（義務教育学校の前期課程を含む）及び特別支援学校の繁忙期等に応じて、勤務期間を設定し、毎月末に提出する勤務実績簿にて報告する。
- ・各学校は毎月末、勤務実績簿を所管の教育事務所に提出する。教育事務所は、勤務実績簿の写しを教職員課小中学校人事係に翌月5日までに提出する。
- ・緊急スクール・サポート・スタッフの配置による教員の負担軽減の効果を検証するため、後日「出退勤時間調査」などを行う予定。